

○つながる鎌倉エール事業実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動支援及び協働推進のため、つながる鎌倉エール事業に係る補助金及び負担金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「市民活動」「協働」の定義は、つながる鎌倉条例（平成31年1月条例第26号）第2条に定めるところによる。

(コース)

第3条 つながる鎌倉エール事業に、次に掲げるコースを置く。

- (1) スタートアップコース
- (2) 協働コース

第2章 スタートアップコース

(スタートアップコースの事業の要件)

第4条 スタートアップコースは、設立から間もない市民活動を行う団体（以下「市民活動団体等」という。）が実施する事業で、次の要件を満たすものをいう。

- (1) 市内で実施される事業（新たな施設整備事業を除く。）であり、地域や社会の課題の解決に寄与するものであること。
- (2) 団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業であること。
- (3) 地域のニーズを捉えて団体が自発的に取り組む事業であること。
- (4) 予算の見積り等が適正であり、市民活動団体等が自ら実施するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当すると認められる場合は、対象としない。

- (1) 営利を目的としたもの
- (2) 特定の個人又は団体が利益を受けるもの
- (3) 宗教、政治又は選挙活動に関するもの
- (4) 国、地方公共団体及びその他の団体から助成を受けているもの
- (5) 公序良俗に反するもの

(スタートアップコースの団体の要件)

第5条 スタートアップコース補助金の交付対象となる市民活動団体等は、次の要件を満たす団体とする。

- (1) 市内に活動拠点又は連絡場所並びに公益性及び公開性を有する団体。
- (2) 構成員に3人以上の市民を有すること。（在住・在勤・在学含む）
- (3) 申請の時点において設立後3年以下であること。
- (4) 規約等に基づき運営されていること。（提案の時点において規約等がない場合、事業実施までの間に規約等を作成すること。）
- (5) 鎌倉市市民活動センターに利用登録を行っている又は提案時に利用登録を行うこと。

(スタートアップコースの応募手続)

第6条 スタートアップコースに応募しようとする団体は、次に掲げる書類を市が指定した期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) スタートアップコース提案書（第1号様式）
- (2) スタートアップコース企画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 団体概要書（第4号様式）
- (5) 定款又は規約等（提案の時点において規約等がない場合、事業実施までの間に規約等を作成すること。）
- (6) 構成員の名簿
- (7) その他市長が必要と認める書類
(補助対象経費)

第7条 補助対象となる経費は、提案事業の実施に直接必要なものとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、10万円を限度とする。

2 補助金額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(事業実施期間)

第9条 補助金の交付対象となる提案事業の実施期間は、提案の年度内とする。

(スタートアップコースの審査選考等)

第10条 提案事業の審査選考に当たっては、鎌倉市市民活動推進委員会選考部会が審査選考を行い、その結果を市長に報告する。

2 市長は、前項の報告内容に基づき、スタートアップコースの事業として実施することが適当であると認める提案を決定し、その結果を、つながる鎌倉エール事業スタートアップコース選考結果通知書(第5号様式)により当該提案をしたものに通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第11条 前条第2項により採択の決定を受け、補助金の交付を受けようとする団体は、スタートアップコース補助金申請書(第6号様式)及び収支予算書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適否及び補助金の額を決定して、つながる鎌倉エール事業スタートアップコース補助金交付決定通知書(第7号様式)により当該申請をしたものに通知するものとする。

(変更等の申請)

第13条 前条により補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助団体」という。)は、スタートアップコース支援事業の内容を変更しようとするとき又はスタートアップ事業を中止しようとするときは、速やかに、つながる鎌倉エール事業スタートアップコース補助金変更等申請書(第8号様式)に、必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定して、つながる鎌倉エール事業スタートアップコース補助金変更等決定通知書(第9号様式)により当該補助団体に通知するものとする。

(概算払い)

第15条 スタートアップコース補助金については、補助対象事業の完了前に、第12条で決定された補助金の額の範囲内(前条により補助金額の変更の決定がされている場合はその決定された額の範囲内)で概算払いすることができる。

2 補助団体は、概算払いを受けようとするときは、スタートアップコース概算払申請書(第10号様式)により市長へ申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合、その内容が適当と認められるときは、補助金を概算払いするものとする。

(スタートアップコースの事業報告)

第16条 補助団体は、事業終了後、速やかにスタートアップコース補助金実績報告書(第11号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、市が開催する事業報告会において報告するものとする。

(1) スタートアップコース事業報告書(第12号様式)

(2) 収支決算書(第13号様式)

(3) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の確定)

第17条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定した後、つながる鎌倉エール事業補助金交付額確定通知書(第14号様式)により当該団体に通知するとともに補助金の交付又は概算払いによる補助金の精算を行うものとする。

2 前項の規定による交付すべき補助金の額の確定は、第12条の規定による交付決定額(第14条により補助金額の変更の決定がされている場合はその変更後の額)を超えない範囲内の額で行うものとする。

(補助金の精算)

第18条 概算払いを受けた補助団体は、前条の規定による補助金額確定に係る通知の金額が、第15条第3項の規定により概算払いを受けた金額を下回る場合、前条の規定による補助金額の確定に係る通知を受けた日から14日以内に、その差額を返納しなければならない。

第3章 協働コース

(協働コースの事業の要件)

第19条 協働コースは、市民活動団体等が市に対し提案し、実施する事業で、次の要件を満たす事業を対象とする。

- (1) 市内で実施される事業（新たな施設整備事業を除く。）であり、協働により地域や社会の課題の解決に寄与すること。
 - (2) 市民サービスの向上のために、具体的な効果や成果が期待できること。
 - (3) 市民活動団体等と市との役割分担が明確であり、かつ、妥当性があり、及び協働による相乗効果が期待できること。
 - (4) 先駆性、専門性、柔軟性等の市民活動団体等の特性を活かし、新たな視点から実施する事業であること。
 - (5) 予算の見積り等が適正であり、市民活動団体等が自ら実施するものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当すると認められる場合は、対象としない。

- (1) 営利を目的としたもの
- (2) 特定の個人又は団体が利益を受けるもの
- (3) 宗教、政治又は選挙活動に関するもの
- (4) 国、地方公共団体及びその他の団体から助成を受けているもの
- (5) 公序良俗に反するもの

(協働コースの団体の要件)

第20条 協働コースに応募することができる市民活動団体等は、次のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定に基づき設立された法人のうち、市内に事務所が所在する法人
- (2) 鎌倉市市民活動センターの利用登録団体のうち、市内に活動拠点又は連絡場所並びに公益性及び公開性を有するもので、次の要件を満たすもの
 - ア 代表者を含め3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の市民（在住・在勤・在学含む）を有すること。
 - イ 1年以上継続した活動を行っていること。
 - ウ 会則、規約等に基づき運営され、予算及び決算に係る事務を適正に行っていること。

(協働コースの応募手続)

第21条 協働コースに応募しようとする団体は、次に掲げる書類を市が指定した期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 協働コース提案書（第15号様式）
- (2) 協働コース企画書（第16号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 団体概要書（第4号様式）
- (5) 定款又は規約等
- (6) 役員及び構成員の名簿
- (7) 団体の予算及び決算に関する書類
- (8) 法人市民税納税証明書（直近のものとし、法人に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

(市負担金の対象となる経費)

第22条 市負担金の対象となる経費は、提案事業の実施に直接必要なものとする。

(市負担金の額)

第23条 協働コースの事業に係る市の負担金は、市が指定した額の範囲内とする。

- 2 負担金額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(協働コースの事業実施期間)

第24条 協働コースの対象となる提案事業の実施期間は、提案の翌年度内とする。

(協働コースの審査選考等)

第25条 提案事業の審査選考に当たっては、鎌倉市市民活動推進委員会選考部会が審査選考を行い、その結果を市長に報告する。

- 2 市長は、前項の報告内容に基づき、協働コースの事業として実施することが適当であると認める提案を決定し、その結果を、つながる鎌倉エール事業協働コース選考結果通知書(第17号様式)により当該提案をしたものに通知するものとする。

(協議)

第26条 市民活動団体等と市は、前条に規定する提案に係る協働事業の実施に関し、目的、時期、期間、役割分担、責任分担、経費負担、実施方法等について、協議を行うものとする。

- 2 前項の協議が整ったときは、市民活動団体等と市は協定書を締結するものとする。

(協働コースの事業報告)

第27条 市民活動団体等は、事業終了後、速やかに協働コース実績報告書(第18号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、市が開催する事業報告会において報告するものとする。

- (1) 協働コース事業報告書(第19号様式)
- (2) 収支決算書(第13号様式)
- (3) その他市長が必要と認めた書類

第4章 雑則

(暴力団の排除)

第28条 鎌倉市暴力団排除条例の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金及び負担金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 法人でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

- 2 市長は、必要に応じ補助金及び負担金の交付を受けようとする者又は補助金及び負担金の交付を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報(神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(その他)

第29条 前各条に定めるもののほか、この要綱による補助金及び負担金については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱(昭和41年2月告示第23号)に定めるところによる。

(委任)

第30条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年(2022年)3月23日から施行する。

スタートアップコース提案書

年 月 日

（あて先）鎌倉市長

住所

団体名

役職・代表者氏名

スタートアップコースについて、関係書類を添えて次のとおり提案します。
なお、構成員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。

事業名		
実施期間	年 月 日～ 年 月 日	
担当者連絡先	氏 名	
	電話番号	
	Eメール	

【添付書類】 提出に当たっては、次の書類を添付してください。

（□にチェックをお願いします）

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> スタートアップコース企画書(第2号様式) | <input type="checkbox"/> 定款又は規約等（ある場合） |
| <input type="checkbox"/> 収支予算書(第3号様式) | <input type="checkbox"/> 構成員の名簿 |
| <input type="checkbox"/> 団体概要書(第4号様式) | <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 |

スタートアップコース企画書

事業名			
団体名			
事業費	円	補助金額	円
事業目的			
事業概要			
事業スケジュール			
今後の展望			

団体名 _____

収支予算書

科 目	金 額	備 考
I 収入の部		
収入合計	¥	
II 支出の部		
支出合計	¥	

第4号様式（第6条、第21条）

団体概要書

団体名	
所在地	住所 〒 Tel e-mail fax
発足年月日	
構成員数（会員数）	役員 人（うち鎌倉市民（在住・在勤・在学）人）
団体設立の経緯	
団体の目的	
直近の主な活動内容 （市との協働、市からの委託事業等がある場合には、事業名・担当課・期間も記入して下さい。）	
年間予算 （ 年度）	円 （ 年 月～ 年 月）

第5号様式（第10条）

つながる鎌倉エール事業スタートアップコース選考結果通知書

鎌 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長 印	
次のとおり、通知します。	
決定区分	<input type="checkbox"/> 採択します <input type="checkbox"/> 採択しません （理由 _____）
事業の名称	_____
備考	_____

スタートアップコース補助金申請書

年 月 日

（あて先）鎌倉市長

住所

団体名

役職・代表者氏名

スタートアップコース補助金について、関係書類を添えて次のとおり申請します。
なお、担当者連絡先を除き公開を承諾します。

事業名		
実施期間	年 月 日～	年 月 日
総事業費		円
補助対象経費		円
補助金交付申請額		円
担当者連絡先	氏 名	
	電話番号	
	Eメール	

【添付書類】 提出に当たっては、次の書類を添付してください。

（□にチェックをお願いします）

収支予算書（第3号様式）

第7号様式（第12条）

つながる鎌倉エール事業スタートアップコース補助金交付決定通知書

鎌 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長 印	
次のとおり、通知します。	
決定区分	<input type="checkbox"/> 交付します <input type="checkbox"/> 交付しません （理由 ）
事業の名称	
交付決定額	円
備考	

第8号様式（第13条）

つながる鎌倉エール事業スタートアップコース補助金変更等申請書

鎌 第 号
年 月 日

(あて先) 鎌倉市長

住所

団体名

役職・代表者氏名

年 月 日付で交付決定を受けた補助事業を次のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添えて申請します。

事業の名称		
申請区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止	
変更、中止の理由		
変更の場合		
変更項目	変更前	変更後
内容		
総事業費	円	円
補助対象経費	円	円
補助金交付申請額	円	円
備考		

第9号様式（第14条）

つながる鎌倉エール事業スタートアップコース補助金変更等決定通知書

鎌 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長 印	
次のとおり、通知します。	
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認します <input type="checkbox"/> 承認しません （理由 _____）
事業の名称	
交付決定額	円
変更内容	
備考	

スタートアップコース概算払申請書

年 月 日

(あて先) 鎌倉市長

住所

団体名

役職・代表者氏名

年 月 日付で交付決定を受けたスタートアップコース補助金について、つながる鎌倉エール事業実施要綱第 15 条第 2 項の規定により、下記の通り概算払いの申請をします。

事業名	
概算払申請額 (補助金交付決定額)	円

スタートアップコース補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 鎌倉市長

住所

団体名

役職・代表者氏名

次のとおり、スタートアップコース補助事業が完了したので報告します。
なお、担当者連絡先を除き公開を承諾します。

事業名		
実施期間	年 月 日～	年 月 日
総事業費		円
補助対象経費		円
補助金交付申請額		円
担当者連絡先	氏 名	
	電話番号	
	Eメール	

【添付書類】 提出に当たっては、次の書類を添付してください。

(□にチェックをお願いします)

- スタートアップコース事業報告書(第 12 号様式)
- 収支決算書(第 13 号様式)
- その他市長が必要と認める書類

スタートアップコース事業報告書

事業名			
団体名			
事業費	円	補助金額	円
事業目的			
事業概要			
事業実施の実績			
事業目的の達成	<達成できた点>		
	<達成できなかった点>		
課題・問題点			
今後の展望			

団体名 _____

収支決算書

科 目	金 額	備 考
I 収入の部		
収入合計	¥	
II 支出の部		
支出合計	¥	

第 14 号様式 (第 17 条)

つながる鎌倉エール事業補助金交付額確定通知書

鎌 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長 印	
年 月 日付鎌 第 号で交付決定したつながる鎌倉エール事業補助金について、次のとおり交付額が確定しましたので通知します。	
事業の名称	
交付確定額	円

協働コース提案書

年 月 日

(あて先) 鎌倉市長

住所

団体名

役職・代表者氏名

協働事業として、下記の事業を提案したいので、関係書類を添えて提出します。
なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。

事業名		
実施期間	年 月 日～	年 月 日
総事業費	円	
対象となる経費	円	
市負担金額	円	
希望する担当課		
担当者連絡先	氏 名	
	電話番号	
	E メール	

【添付書類】 提出に当たっては、次の書類を添付してください。

(□にチェックをお願いします)

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 協働コース企画書(第 16 号様式) | <input type="checkbox"/> 役員及び構成員の名簿 |
| <input type="checkbox"/> 収支予算書(第 3 号様式) | <input type="checkbox"/> 団体の予算及び決算に関する書類 |
| <input type="checkbox"/> 団体概要書(第 4 号様式) | <input type="checkbox"/> 法人市民税納税証明書(法人のみで直近のもの) |
| <input type="checkbox"/> 定款又は規約等 | <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 |

協働コース企画書

団体名	
事業名	
現状と課題	
目指す状況	
事業目的	
事業の内容	
成果目標 ※できる限り 数値目標も記載	
協働で進めて いきたい理由	
協働で期待でき る成果・効果	
役割分担	《市に期待する役割》
	《団体が果たす役割》
事業の 実施体制	《総括責任者》
	《個別事業の責任者》
	《専門性のアピール》
事業の スケジュール	
今後の展望 ※どのように事 業を継続してい くのか	

第 17 号様式 (第 25 条)

つながる鎌倉エール事業協働コース選考結果通知書

鎌 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長 印	
次のとおり、通知します。	
決定区分	<input type="checkbox"/> 採択します <input type="checkbox"/> 採択しません (理由)
事業の名称	
負担金上限額	円
担当課	
備考	

※今後、担当課との協議を進め、翌年度の事業実施前に協定を締結してください。

協働コース実績報告書

年 月 日

(あて先) 鎌倉市長

住所

団体名

役職・代表者氏名

次のとおり、協働コースの実施状況・実施結果について報告します。
なお、担当者連絡先を除き公開を承諾します。

事業名		
実施期間	年 月 日～	年 月 日
総事業費	円	
対象となる経費	円	
市負担金額	円	
担当者連絡先	氏 名	
	電話番号	
	Eメール	

【添付書類】 提出に当たっては、次の書類を添付してください。

(□にチェックをお願いします)

- 協働コース事業報告書(第 19 号様式)
- 収支決算書(第 13 号様式)
- その他市長が必要と認める書類

協働コース事業報告書

事業名			
市担当課			
団体名			
事業実施期間		年 月 日～ 年 月 日	
事業費	円	負担金額	円
事業目的	【達成できた点】		
	【達成できなかった点】		
事業の成果目標 ※できる限り数値目標も記載	【実績】		
事業概要			
事業実施の実績			
協働で進めていきたい理由			
協働の成果・効果	【協働の成果目標】		

	<p>【達成できた点】</p> <p>【達成できなかった点】</p>
<p>相互評価 ※上手くいったこと、 問題点・課題など</p>	<p>【事業実施前】</p> <p><input type="radio"/>市</p> <p><input type="radio"/>団体</p>
	<p>【事業実施中】</p> <p><input type="radio"/>市</p> <p><input type="radio"/>団体</p>
	<p>【事業終了時】</p> <p><input type="radio"/>市</p> <p><input type="radio"/>団体</p>
<p>今後の展望</p>	